

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】 | ・・・資料 1 |
| (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】 | ・・・資料 2 |
| (3) LED防犯灯新規設置事業【継続】 | ・・・資料 3 |

4 備考

令和 8 年度横浜市予算案が横浜市の会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

（防犯関連） 市民局地域防犯支援課 (1) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口、片渕 (3) LED防犯灯新規設置事業 電話 045-671-3709 石橋、早野 メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp	（会館脱炭素化関連） 市民局地域活動推進課 (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp
--	---

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ先・申請先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円 ※資料1参照	4～7月末	区地域振興課
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料2参照	4～10月末 事務委託事業者	【4月1日～】 横浜市住宅供給公社（予定） 電話 045-451-7740
例年同 地域活動推進費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	区地域振興課
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	区地域振興課
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定）	区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
例年同 町の防災組織活動費補助金 ※ポータル申請可	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月 区総務課	区総務課 （区連会にて案内）

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設 ※資料3参照
（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

※ポータル申請可：自治会町内会ポータルでオンライン申請が可能です。

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

令和 8 年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和 8 年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課へご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・ 各区地域振興課
- ・ 横浜市ホームページ（3 月下旬頃、公表予定）



(2) 申請書類提出先

- ・ 各区地域振興課
- ・ 横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・ 申請書（第 1 号様式）
- ・ 収支計算書（第 2 号様式）
- ・ 見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和 8 年 3 月～	・ 総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得 ・ 関係機関との相談・協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等)
7 月 31 日まで	・ 補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
10 月上旬頃	・ 補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。
令和 9 年 1 月中旬まで	・ 防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出
3 月頃	・ 補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

- ・ 公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・ 機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・ プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

② 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費
 - ・ 当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

④ 補助内容

防犯カメラ 1 台につき補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ 補助予算台数

240 台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



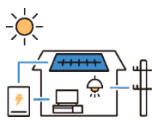
横浜市ホームページ



市民局地域防犯支援課

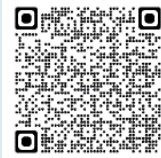
電 話：045-671-3705

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

**4月1日～ 申請受付開始(予定)****申請期限10月末／予算上限に達し次第、受付終了**

会館への
LED 照明・
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

すでに会館を持つ
自治会町内会の
半数以上にご利用
いただいています！

「8年度版 募集案内」

横浜市 会館脱炭素

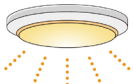
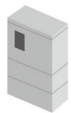
**公開しました**

💡 蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLED
への交換をご検討ください。

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 補助上限額 60万円 省エネ性能 ★★★★☆4.0 ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品  電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)	 補助上限額 130万円 家庭用 省エネ性能 ★★★★☆2.4 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 以上 業務用 トップランナー基準達成製品	 断熱窓  太陽光 発電設備  蓄電池 補助上限額 合算で 200万円 いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先／建築士訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 平日 9時～17時

●申請方法は、横浜市住宅供給公社へ
Eメール、郵送、公社窓口にて持参(予約
制)

※本補助金の実施は、令和 8 年度横浜市予算案が横浜市の会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています   	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています  プレートタイプ  シールタイプ 

- ・物価高騰等により電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫しています。このため、市では、効率の良い防犯灯の維持管理を目標にしています。
- ・土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街全体にバランス良く防犯灯を配置する必要があると考えています。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 市による新規設置を希望する際の御申請について

～暗がり解消に向けて～

令和 8 年度から、暗がり解消事業を開始します。

💡 今まで、自治会町内会からの申請のみで新規設置場所を選定してきましたが、防犯灯や電柱を位置情報システム（GIS）で解析し、市（区）からプッシュ型で自治会町内会の皆様に設置場所の提案も致します。他にも、近くに電柱が無い場所にソーラー式防犯灯を設置するなど、過去にご要望に沿えなかった案件にも新たな手段の提案を検討していきます。まずは区役所の地域振興課にご相談下さい。

① 令和8年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 500 灯（電柱共架型）36 灯（鋼管ポール） の予定です。
- ・申請は 自治会ポータル又は区地域振興課 にて、締切は令和8年6月30日（火） となります。
- ・各々の『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、申請してください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

（３）LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ **〇〇区地域振興課** 電話045－ －
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(4) 劣化した鋼管ポール防犯灯への御理解について

令和8年度から鋼管ポールの劣化対策として、「補修」も行う事としました。令和7年度の点検結果をもとに、劣化が著しいものから順に対応します。一方で、ポールが倒壊してしまうと、補修することは出来ません。日常の見守りで、穴が開いていたり、ガタツキのある鋼管ポールを発見した際は、情報提供下さいますようお願いします。

また、著しい劣化が認められ、「補修」も不可能な場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径 50cm 地中深 1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。



市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替え・補修は付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限りです。

LED防犯灯事業の市ホームページは
URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>